

市報第 8 号

横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正についての専
決処分報告

横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成23年 8 月 24日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成23年 9 月 2 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 8 月 24 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第37号

横浜市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ振興審議会条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市スポーツ推進審議会条例

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第 141 号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に、「第18条第 2 項」を「第31条」に、「横浜市スポーツ振興審議会」を「横浜市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「法第4条第4項及び」を削り、「第23条」を「第35条」に、「振興」を「推進」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体（法第2条第2項に規定するスポーツ団体をいう。）を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

第4条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にスポーツ基本法（平成23年法律第78号）による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第5項の規定により任命されている横浜市スポーツ振興審議会の委員は、この条例による改正後の横浜市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により任命された横浜市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市スポーツ振興審議会条例の規定によりなされた手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

参 考

横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正要綱

スポーツ振興法の全部改正に伴い、横浜市スポーツ振興審議会条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

- 1 横浜市スポーツ推進審議会の委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命することとしたこと（第3条第2項）。
- 2 その他関係規定を整備したこと（題名、第1条、第2条、第3条第3項から第5項まで、第4条第3項）。

横浜市スポーツ振興審議会条例（抜粋）

（上段 改正後
下段 改正前）

横浜市スポーツ推進審議会条例
横浜市スポーツ振興審議会条例

（設置）

- 第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号
スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」とい
う。）第31条
第18条第2項の規定に基づき、本市に横浜市スポーツ推進
横浜市スポーツ振興
審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

- 第2条 審議会は、法第4条第4項及び法第35条
第23条に規定するものの
ほか、スポーツの推進
振興に関する重要な事項について、市長（学校
における体育に関する事項にあつては、教育委員会）の諮問に応
じ調査審議して答申し、又は意見を具申する。

（組織）

- 第3条 （第1項省略）

- 2 委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体（法第2条第2項

に規定するスポーツ団体をいう。)を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。

$\frac{3}{2}$ (本文省略)

$\frac{4}{3}$ (本文省略)

$\frac{5}{4}$ (本文省略)

(任期)

第4条 (第1項及び第2項省略)

3 専門調査員の任期は、前条第5項の調査が終了したときに、前条第4項の調査が終了したときに、終わるものとする。

地方自治法(抜粋)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。